「、同条第五項第一号に規定する特定振替機関（以下この条において「特定振替機関」という。）」に、「が特定間接口座管理機関」を「が同項第三号に規定する特定間接口座管理機関（以下この項、第九項及び第三十七項において「特定間接口座管理機関」という。）」に、「特定口座管理機関（」を「係る特定口座管理機関（」に、「同条第五項第八号」を「係る同条第五項第八号」に、「特定振替機関等」を「同条第一項第二号イに規定する特定振替機関等」と、「法第五条の二第一項第二号イ」とあるのは「同条第一項第二号イ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第五条の二第九項（同条第十二項」を「第五条の二第十一項（同条第十三項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「係る特定振替機関等」を「係る同条第一項第二号ロに規定する特定振替機関等」に、「振替地方債」と、」を「振替地方債」と、「同条第一項第二号ロ」とあるのは「同号ロ」と、」に、「）及び」を「）及び特定振替機関」に、「係る」を「係る同条第一項第二号ロに規定する特定振替機関等」と、「同号ロ」とあるのは「同条第一項第二号ロ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「これを、」を「これを」に、「にあつては当該振替国債に係る特定振替機関を経由して同条第一項第一号イに規定する税務署長に、振替地方債にあつては当該」を「又は」に改め、「及び当該振替地方債の利子の支払をする者」を削り、「同項第二号イに規定する税務署長」を「国税庁長官」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「税務署長」を「国税庁長官」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「税務署長」を「国税庁長官」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「受けている場合」を「受け、又は法第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）につき同項第五号の承認を受けている場合」に、「第十四項」を「第十二項」に、「受けていること」を「受けていること又は法第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等につき同項第五号の承認を受けていること」に、「これを、振替国債にあつては」を「振替国債又は振替地方債」に、「これを」と、「税務署長に、振替地方債にあつては当該振替地方債に係る特定振替機関及び当該振替地方債の利子の支払をする者を経由して同項第二号イに規定する税務署長に」とあるのは「税務署長に」を「振替国債」に、「おいて同号」を「おいて法第五条の二第五項第四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第十四項」を「第十二項」に、「これを、振替国債にあつては当該振替国債に係る特定振替機関を経由して同条第一項第一号イに規定する税務署長に、振替地方債にあつては」を「振替国債又は振替地方債」に、「これを」と、「同項第二号イ」とあるのは「同条第一項第二号イ」を「が他の振替地方債につき同号」を「が特定振替社債等につき法第五条の三第四項第五号」に、「第十四項」を「第十二項」に、「他の振替地方債につき同号」を「法第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等につき同項第五号」に、「これを、振替国債にあつては当該振替国債に係る特定振替機関を経由して同条第一項第一号イに規定する税務署長に」を「振替国債」に、「おいて同号」を「おいて法第五条の二第五項第四号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「が他の振替地方債につき同号」を「が特定振替社債等につき法第五条の三第四項第五号」に、「第十四項」を「第十二項」に、「他の振替地方債につき同号」を「法第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等につき同項第五号」に、「これを、振替国債にあつては当該振替国債に係る特定振替機関を経由して同条第一項第一号イに規定する税務署長に」を「振替国債」に、「おいて同号」を「おいて法第五条の二第五項第四号」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

19　法第五条の二第九項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる振替国債以外の振替国債につき振替記載等を行わないこととされていることとする。

一　非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替国債

二　非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の中途において取得をする振替国債で次に掲げる要件（当該非居住者又は外国法人が当該振替国債の振替記載等を受ける特定振替機関等又は適格外国仲介業者が当該振替国債につきその取得前の所有者（以下この号において「前所有者」という。）が振替記載等を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者である場合には、イに掲げる要件）を満たしているもの

イ　当該計算期間の初日からその取得の直前までの間において、非居住者、外国法人、所得税法別表第一に掲げる内国法人若しくは同法第十一条第二項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託（イ及び次項第二号イにおいて「公益信託等」という。）の受託者又は法第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）、同条第二項に規定する金融商品取引業者等（内国法人に限る。）若しくは同条第三項に規定する内国法人のみにより所有されていたもの（非居住者又は外国法人により所有されていた振替国債については財務省令で定めるものに限るものとし、公益信託等の受託者により所有されていた振替国債については当該公益信託等の信託財産に属していたものに限る。）であること。

ロ　当該非居住者又は外国法人が当該振替国債の振替記載等を受ける特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、当該振替国債の前所有者が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該振替国債がイに掲げる要件を満たしている振替国債に該当する旨その他の財務省令で定める事項につき書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により通知を受けていること。

20　法第五条の二第十項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることとする。

一　非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債

二　非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の中途において取得をする振替地方債で次に掲げる要件（当該非居住者又は外国法人が当該振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等又は適格外国仲介業者が当該振替地方債につきその取得前の所有者（以下この号において「前所有者」という。）が振替記載等を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者である場合には、イに掲げる要件）を満たしているもの

イ　当該計算期間の初日からその取得の直前までの間において、非居住者、外国法人、所得税法別表第一に掲げる内国法人若しくは同法第十一条第二項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託（イ及び次項第二号イにおいて「公益信託等」という。）の受託者又は法第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）、同条第二項に規定する金融商品取引業者等（内国法人に限る。）若しくは同条第三項に規定する内国法人のみにより所有されていたもの（非居住者又は外国法人により所有されていた振替地方債については財務省令で定めるものに限るものとし、公益信託等の受託者により所有されていた振替地方債については当該公益信託等の信託財産に属していたものに限る。）であること。

ロ　当該非居住者又は外国法人が当該振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、当該振替地方債の前所有者が当該振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該振替地方債がイに掲げる要件を満たしている振替地方債に該当する旨その他の財務省令で定める事項につき書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により通知を受けていること。

21　非居住者又は外国法人の振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、財務省令で定めるところにより、その受けた第十九項第二号ロ又は前項第二号ロの規定による通知が書面による方法で行われた場合には当該書面を保存し、その受けたこれらの規定による通知がこれらの規定に規定する電磁的方法で行われた場合には当該通知がされた事項をこれらの規定に規定する電子情報処理組織に係る入出力装置（財務省令で定めるものに限る。）を用いて出力することにより作成した書面又はマイクロフィルムにより保存しなければならない。

第三条第二十一項を次のように改める。